

## 群馬県水道災害相互応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者（以下「会員」という。）が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区（以下「地区」という。）に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

2 各地区及び各ブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県（以下「県」という。）は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は、県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

### (応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示（様式第1号）に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧工事

(3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

### (応援要請等)

第4条 応援要請は、原則として次の各号により行うものとする。

(1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。

(2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、ブロック代表都市に応援を要請する。

(3) ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。

(4) ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、県へ応援を要請する。

2 応援要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

### (応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確

に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書（様式第2号及び第3号）を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
  - (3) 必要とする職員別人員
  - (4) 応援期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) その他必要な事項
- （応援体制）

第6条 応援会員が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

（被応援体制）

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

（費用負担）

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また被応援会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

（応援物資等の調査）

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等（様式第4号）
- (2) 応急資機材の保有状況（様式第5号）
- (3) 応援に従事できる職員数（様式第6号）
- (4) 水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（訓練）

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

（実施期日）

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

群馬県知事  
前橋市長  
富士見村長  
大胡町長  
宮城村長  
粕川村長  
高崎市長  
榛名町長  
倉淵村長  
箕郷町長  
群馬町長  
碓氷上水道企業団  
企業長  
桐生市長  
新里村長  
黒保根村長  
東村長  
藪塚本町長  
大間々笠懸上水道企業団  
企業長  
伊勢崎市長  
赤堀町長  
東村長  
境町長  
玉村町長  
太田市長  
尾島町長  
新田町長  
沼田市長  
白沢村長  
利根村長  
片品村長  
川場村長  
月夜野町長  
水上町長  
新治村長  
昭和村長  
館林市長

板倉町長  
明和町長  
千代田町長  
大泉町長  
邑楽町長  
渋川市長  
北橘村長  
赤城村長  
子持村長  
小野上村長  
伊香保町長  
榛東村長  
吉岡町長  
藤岡市長  
新町長  
鬼石町長  
吉井町長  
万場町長  
中里村長  
上野村長  
富岡市長  
妙義町長  
下仁田町長  
南牧村長  
甘楽町長  
中之条町長  
東村長  
吾妻町長  
長野原町長  
嬭恋村長  
草津町長  
六合村長  
高山村長